

地域計画

策定年月日	令和7年3月18日
更新年月日	令和8年3月19日 (第2回変更)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	布施 (布施町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	75.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	75.8 ha
② 田の面積	72.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	6 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	17.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1 ha
(備考)※農業用倉庫: 1,638㎡(○○○○)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当町は、集落南部の布施山麓にある灌漑用溜池。布施溜池の貯水により稲作農業が盛んで戸数の81%を占める69戸であった。昭和63年10月に土地改良事業の完成により、農業機械の大型化が進み小規模農家からの離農が始まり、近時は経営者の高齢化や後継者などにより町内の認定農家に農地を貸し付ける離農が増えてきた。現在の農家は30戸と半分以下となっており。この30戸の経営者の年齢をみると、最高齢が85歳、最少齢が48歳、平均年齢が70.1才にもなっている。このうち17戸の経営者が70歳以上で各々の農家は後継者が一番の課題となっている。町内には50代3人の認定農家が町内から借りた圃場を大規模に経営していることから後継者の不安の切迫感はないように見受けられる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現在、町内に認定農家が3戸、農地耕作面積は59%を占めており、水稻栽培やキャベツ及び白菜などの露地野菜を中心に作付けされている。認定以外の農家は27戸あり、このうち現在70歳以上の農家は12戸のうち4戸は専業農家で、残りは水稻を主に栽培している状況である。70歳以上の自作者の後継者の予定は殆どが未定と回答しており、認定農家に耕作を依頼するのも限度があるので、小規模農家同志で共同作業を取り入れ、直売所へ出荷するなど活性化の検討するなど今後の課題である。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
今日まで離農や規模縮小する農家は、町内の縁故などで認定農家を中心に貸付けを依頼して「耕作放棄地」は発生していなかったため、今後もこのやり方を基本に「耕作放棄地の防止」を徹底していく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	59	%	将来の目標とする集積率
			89 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
離農及び規模の縮小が発生する場合、耕作放棄地とならないように、各々の担い手と連携をとりつつ、随時作業委託や小作契約を検討し集約化を進めることとする。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
離農及び規模を縮小する場合、随時担い手等と連携を取り、作業委託及び小作契約を締結するなどして、集約化を進めることとする。
(2)農地中間管理機構の活用方法
あっせん等が廃止された現状、離農及び規模縮小の際は担い手等と連携をとり、中間管理機構を通じて小作契約を行うこととする。
(3)基盤整備事業への取組
土地改良事業が終了して37年になるが、道路幅は比較的広く、大型機械の対向も可能のため、通行の利便性は問題ない。一方、他地域では国営及び県営での農地再編が進んでおり、当地域では圃場の大型化が進まず、作業効率に限界を感じる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
現状、担い手である認定農家が3者おり、各々が規模拡大に努めていることから、当地域においては経営体の確保についてそれほど急務ではないと感じる。もっとも、今後後継者の育成・確保については課題であり、今後関係機関と連携しながら対応に取り組む必要があると感じる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
当地域では現状、担い手が複数いるためJA等への作業委託を依頼する可能性は低い。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①布施山西裾の赤坂付近にイノシシが出没しており、これの対策が考えていきたい。
- ③農業従事者の確保が重要なことであり、スマート農業を実践して省力化・効率化を図る
- ⑦土地改良事業後37年になり排水路や土手の畦畔も崩れており、環境保全協議会と連携を図りながら農業用施設の保全に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和14年度)				
		経営作物等	経営面積	作業受託面積	経営作物等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	〇〇〇〇	水稻、小麦、大豆、野菜	25.4 ha	0 ha	水稻、小麦、大豆、野菜	42.0 ha	0 ha	赤	
認農	〇〇〇〇	水稻、野菜	10 ha	0 ha	水稻	15.2 ha	0 ha	緑	
認農	〇〇〇〇	水稻、野菜、飼料用米	10 ha	0 ha	水稻、野菜、飼料用米	10.0 ha	0 ha	青	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	3経営体		45.4 ha	0 ha		67.2 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	〇〇〇〇	育苗、刈取り、籾摺、出荷	米
2	〇〇〇〇	育苗、田植、刈取、籾摺、出荷	米
3	〇〇〇〇	育苗、田植、刈取、籾摺、出荷	米

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。